

日 薬 業 発 第 162 号
令 和 7 年 8 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び
「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の
一部改正について（医療DX推進体制整備加算等の取扱い関係）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたので
お知らせいたします。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いにつきましては、
令和7年7月4日付け日薬業発第108号にてお知らせしたところですが、今般、医
療DX推進体制整備加算等の届出に関する手続きの取扱いについて、一部改正が行
われました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申
上げます。

(別添)

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び
「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の
一部改正について（医療DX推進体制整備加算等の取扱い関係）
(令和7年8月7日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

< 抄 >

事務連絡
令和7年8月7日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（医療DX推進体制整備加算等の取扱い関係）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて通知しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

保医発 0807 第 2 号
令和 7 年 8 月 7 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（医療 DX 推進体制整備加算等の取扱い関係）

標記について、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 及び別添 2 の新旧対照表のとおり改正し、本年 10 月 1 日から適用するので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

- ・ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) (別添 1)
- ・ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) (別添 2)

別添 2

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 特掲診療料の施設基準等	別添1 特掲診療料の施設基準等
第1～第14の4の2 (略) 第14の5 在宅医療DX情報活用加算 1・2 (略) 3 届出に関する事項 (1) (略) (2) 1の(5)については <u>令和8年5月31</u> 日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。 (3) <u>令和8年5月31</u> 日までの間に限り、1の(6)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。 (削る)	第1～第14の4の2 (略) 第14の5 在宅医療DX情報活用加算 1・2 (略) 3 届出に関する事項 (1) (略) (2) 1の(5)については <u>令和7年9月30</u> 日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。 (3) <u>令和7年9月30</u> 日までの間に限り、1の(6)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。 (4) <u>1の(7)については、令和7年5月31</u> 日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。
第15～第95 (略) 第95の2 医療DX推進体制整備加算 1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(6) (略) (7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社	第15～第95 (略) 第95の2 医療DX推進体制整備加算 1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(6) (略) (7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社

会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては60%以上であること。

(8) (7)について、令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」とすること。

(9) (7)及び(8)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

(10) (略)

(11) (10)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

(12)・(13) (略)

2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準

(1) 1の(1)から(6)まで及び(10)から(13)までの基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては40%以上であること。

(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。

(4) (2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイ

社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、45%以上であること。

(新設)

(8) (7)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

(9) (略)

(10) (9)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

(11)・(12) (略)

2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準

(1) 1の(1)から(6)まで及び(9)から(12)までの基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。

(新設)

(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証

<p>ナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(10)</u>から<u>(12)</u>までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日</u>から<u>令和8年2月28日</u>までの間においては25%以上であること。</p> <p>(3) <u>(2)</u>について、<u>令和8年3月1日</u>以降においては、「25%」とあるのは「30%」とすること。</p> <p>(4) <u>(2)</u>及び<u>(3)</u>について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(6)については<u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、(8)及び<u>(13)</u>、2の(1)のうち1の<u>(13)</u>に係る基準、2の(2)及び(3)並びに3の(2)及び(3)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) <u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、1の<u>(10)</u>の(ハ)の事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(削る)</p>	<p>利用率を用いることができる。</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(9)</u>から<u>(11)</u>までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>15%</u>以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>(2)</u>について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(6)については<u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、(8)及び<u>(12)</u>、2の(1)のうち1の<u>(12)</u>に係る基準、2の(2)及び(3)<u>まで</u>並びに3の(2)及び(3)<u>まで</u>については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) <u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、1の<u>(9)</u>の(ハ)の事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(5) <u>1の(10)</u>については、<u>令和7年5月31日</u>までの間に限り、</p>
--	--

第 96～第 107 (略)

当該基準を満たしているものとみなす。

第 96～第 107 (略)